2　各締約国政府は、この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に係る権原又は占有権を、当該防衛装備品及び技術を移転した締約国政府の事前の同意を得ないで、自国政府の職員若しくは自国政府から委託を受けた者（契約者及び下請契約者を含む。）以外の者又は他の政府に移転してはならない。

第四条

各締約国政府は、自国の関係法令及び両締約国政府の間の他の適用可能な国際約束に従い、この協定に基づいて他方の締約国政府から移転される秘密情報を保護するための必要な措置をとる。

第五条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極は、それぞれの国の関係法令及び予算に従って実施される。

第六条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極の解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

第七条

1　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

2　この協定は、両締約国政府間の書面による合意により改正することができる。この協定の改正は、この協定の効力発生のための手続と同様の手続に従う。

3　この協定は、五年間効力を有し、その後は、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、毎年自動的に延長される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十七年五月二十二日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　岸田文雄
イタリア共和国政府のために
　ロベルタ・ピノッティ

○厚生労働省告示第二百三十三号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の四第一項の規定に基づき、同条第一項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた講習を次のとおり認定したので、公示する。

平成三十一年四月十六日

厚生労働大臣　根本　匠

講習	実施機関		認定年月日
	名称	所在地	
NCCPキャリアコンサルタント養成講習	特定非営利活動法人日本カウンセリングカレッジ	東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目十三番一号四階	平成三十一年四月一日
トータルリレイションキャリアコンサルタント養成講習	株式会社キャリアドライブ	神奈川県藤沢市土棚八百番地	平成三十一年四月一日

○厚生労働省告示第二百三十四号

職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第三十一号。以下「講習省令」という。）第二条第一項の規定に基づき、同条第一号及び第二号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習を次のとおり指定したので、公示する。

平成三十一年四月十六日

厚生労働大臣　根本　匠

第一条　職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第三十一号。以下「講習省令」という。）第二条第一項の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則（以下「規則」という。）第四十八条の十七第一項第一号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習は、次の表に掲げるとおりとする。

講習	実施機関		時間（単位は時間とする。以下同じ。）	指定年月日
	名称	所在地		
【CCA】キャリアコンサルタント向け知識講習（WEB）	特定非営利活動法人キャリアカウンセリング協会	東京都港区新橋一丁目十六番四号	八	平成三十一年四月一日
LCSAキャリアコンサルタント更新講習（知識講習）	特定非営利活動法人ライフキャリア・サポート協会	東京都千代田区永田町二丁目十七番十七号	八	平成三十一年四月一日
LECキャリアコンサルタント更新講習知識講習―全通信講座型―	株式会社東京リーガルマインド	東京都千代田区神田三崎町二丁目二番十二号	八	平成三十一年四月一日
LECキャリアコンサルタント更新講習知識講習―通信＋通学講座型―	株式会社東京リーガルマインド	東京都千代田区神田三崎町二丁目二番十二号	八	平成三十一年四月一日
関西カウンセリングセンターCCC更新知識講習（通学）	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号	八	平成三十一年四月一日
関西カウンセリングセンターCCC更新知識講習（通信）	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号	八	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント知識講習	株式会社日本マンパワー	東京都千代田区神田東松下町四十七番一号	八	平成三十一年四月一日

第二条　講習省令第二条第二項の規定に基づき、規則第四十八条の十七第一項第一号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習は、次の表に掲げるとおりとする。

講習	実施機関	時間	指定年月日
キャリアコンサルタント更新専門研修【知識講習】	北海道労働局	九	平成三十一年四月一日

第三条　講習省令第二条第一項の規定に基づき、規則第四十八条の十七第一項第二号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習は、次の表に掲げるとおりとする。

講習	実施機関		科目（講習省令別表の科目をいう。以下同じ。）	時間	指定年月日
	名称	所在地			
【CCA】キャリアコンサルタントのための組織開発講座（入門編）	特定非営利活動法人キャリアカウンセリング協会	東京都港区新橋一丁目十六番四号	一2	十七	平成三十一年四月一日